

平成29年度 幼稚園入園

お申し込みのご案内



鳴門市教育委員会 学校教育課

受付期間	平成28年12月1日(木)～平成28年12月28日(水) ※土・日・祝日を除く
入園願書申込先	各幼稚園 午前8時15分から午後5時
問い合わせ先	学校教育課 午前8時30分から午後5時15分 ☎ (088) 686-8802

1. 入園の手続き

(1) 各幼稚園に「支給認定申請書」と「入園願書」がありますので、記入押印のうえ各幼稚園に提出します。



(2) 1号の認定証が交付され、幼稚園より手渡し、または教育委員会より郵送されます。
(※幼稚園入園児は1号認定となります)



(3) 入園手続きが終了します。

2. 入園説明会

各幼稚園で1月18日（水）午後 to 実施する予定です。

※時間等詳細は各幼稚園にお尋ねください

3. 保育時間

午前8時00分 ～ 午後2時（月・火・木・金曜日）

午前8時00分 ～ 午後1時（水曜日）

4. 利用者負担額（保育料）について

保護者に負担していただく保育料は、国が定める上限額の範囲内で、市町村が定めることとされており、世帯の負担能力に応じた金額となります。

算定にあたっては、同一世帯(住民票上の世帯ではありません)に属し、生計を一にしている父母および扶養義務者の市区町村民税の税額（以下「市民税額」と表記します）により決定します。

★ 毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

① 前年度の市民税額に基づく保育料

② 当年度の市民税額に基づく保育料

①平成29年4月から平成29年8月までの保育料は、平成28年度の市民税額に基づいた保育料となります。

②平成29年9月から平成30年3月までの保育料は、平成29年度の市民税額に基づいた保育料となります。

※下記の所得状況については、申請に基づきこちらで確認しますので、基本的に書類の提出の必要はありませんが、下記の方については、書類の提出をお願いします。

平成28年1月1日現在、本市に住民登録のなかった方	平成28年1月1日に住民登録をしていた市区町村発行の平成28年度所得課税証明書 (申請時に提出をお願いします)
平成29年1月1日現在、本市に住民登録のなかった方	平成29年1月1日に住民登録をしていた市区町村発行の平成29年度所得課税証明書 (詳しい交付開始日については、平成29年度になって、該当の市区町村にお問合せください)

5. 保育料についての注意事項

- (1) 保育料は対象年度の市民税額に基づき算定を行っているため、申告により内容に変更や誤りがあった場合は、保育料が変更になることがあります。
- (2) 保育料算定の基礎となる市民税額は、住宅借入金等特別控除などの控除前の額となります。
- (3) 未申告の場合は、保育料の算定が出来ないため、保育料は仮決定した保育料で算定し、市民税額が確定次第、正しい保育料の算定を行います。
- (4) 離婚、再婚等により保育料の算定対象者がかわる場合は、速やかにご連絡ください。

6. 保育料の軽減等について

- (1) 同一世帯で、小学校3年生以下に複数の子どもがいる場合、第2子の幼児の保育料は半額、第3子以降の幼児の保育料は無料となります。（「多子世帯利用者負担額無料化申請書」は不要です）
保護者と生計を一にして、扶養している、第3子以降の幼児の保育料は無料となります。（「多子世帯利用者負担額無料化申請書」が必要となります）兄弟が鳴門市外に住民票がある場合は、保険証のコピーなど同一保護者に養育されている証明書が必要です。
- (2) ひとり親世帯や在宅障がい児（者）等のいる世帯で、鳴門市の階層区分第④階層の第1子は1,000円の軽減があり、更に半額となります。また、保護者が養育している兄・姉がいる場合、兄、姉の年齢にかかわらず、第2子は半額になります。
- (3) ふたり親世帯で鳴門市の階層区分第③階層・第④階層においては、保護者が扶養している兄、姉がいる場合、兄、姉の年齢にかかわらず第2子は半額となります。

☆第③階層、第④階層にあたる世帯のうち、(2)・(3)の条件に該当する場合は保育料が軽減されますので、各必要書類を提出してください。

①母子、父子世帯等（別居は除く）

必要書類：「児童扶養手当証書の写し」または「戸籍謄本および住民票の写し」

②次のいずれかの在宅で生活をしている障がい児(者)のいる世帯

ア. 身体障害者手帳の交付を受けている

イ. 療育手帳の交付を受けている

ウ. 特別児童扶養手当または国民年金の障害基礎年金等を受けている

必要書類：「身体障害者手帳の写し」「療育手帳の写し」「特別児童扶養手当証書の写し」「国民年金証書の写し」のいずれか

※利用者負担額の金額・階層は別紙をご覧ください。

7. 一時預かり保育について

- (1) 堀江南幼稚園以外の幼稚園で実施しています。
- (2) 土曜日は撫養幼・精華幼・第一幼・成稔幼・板東幼で実施しています。

土曜日	撫養幼稚園	撫養幼稚園、黒崎幼稚園及び明神幼稚園の園児
	精華幼稚園	精華幼稚園、里浦幼稚園及び桑島幼稚園の園児
	成稔幼稚園	成稔幼稚園及び鳴門東幼稚園の園児
	第一幼稚園	第一幼稚園及び大津西幼稚園の園児
	板東幼稚園	板東幼稚園及び堀江北幼稚園の園児

(3) 一時預かり保育料ほか

区 分	金額 (園児1人につき)
8月を除く月分の利用料	月曜日から金曜日までの利用 月額 5,300円
	月曜日から土曜日までの利用 月額 7,300円
8月分の利用料	月曜日から金曜日までの利用 月額 10,000円
	月曜日から土曜日までの利用 月額 12,000円

※その他、教材費、おやつ代等が別途必要です。

市立幼稚園一覧

市外局番 (088)

幼稚園名	所在地	電話番号
撫養幼稚園	撫養町斎田字岩崎135番地3	686-4093
精華幼稚園	撫養町立岩字内田73番地	686-4558
黒崎幼稚園	撫養町黒崎字清水86番地2	656-9478
桑島幼稚園	撫養町大桑島字与三左谷32番地	686-9479
第一幼稚園	大津町木津野字藪の内55番地2	686-3453
里浦幼稚園	里浦町里浦字西浜401番地	686-2448
鳴門東幼稚園	鳴門町土佐泊浦字高砂65番地3	687-0828
成稔幼稚園	鳴門町高島字北221	687-1679
明神幼稚園	瀬戸町明神字越浦70番地	688-1244
大津西幼稚園	大津町大代1210	686-0425
堀江北幼稚園	大麻町大谷字中筋53番地	689-2220
堀江南幼稚園	大麻町西馬詰字橋ノ本7	689-1422
板東幼稚園	大麻町板東字采女34番地	689-1437

